

第5章 ごみ処理に係る基本理念・方針

5.1 基本理念

環境負荷の少ない循環型社会・低炭素社会づくりの実現

我が国では、平成12年5月に「循環型社会形成推進基本法」を制定するとともに、各種リサイクル法が施行され、市町村の一般廃棄物処理事業は、公衆衛生の向上や生活環境の保全はもとより、3Rの推進により循環型社会の形成を目指すものとなっている。また、平成27年11月30日に採択されたパリ協定等を踏まえ、平成28年5月13日に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、3Rの推進や分別収集の徹底等により、ごみ処理の分野から地球温暖化の防止を図るよう定められた。

本町では、平成18年3月に「中能登町総合計画」を策定し、「ふるさと ふれあい 心を育む 中能登町」を基本理念として、これを具現化するため、「安全・安心で快適な住環境づくり」の一環として廃棄物の適正処理を推進してきた。また、「環境にやさしいまちづくり」として、クリーンエネルギーの利活用、省エネルギー等、地球規模の環境問題に対して町民1人ひとりのレベルでの取組を推進してきた。

このような状況において、本計画は、ごみ処理の分野から循環型社会の形成、低炭素社会の実現を図るうえで重要な位置づけにあるものである。本計画の策定にあたり、地域の状況、ごみ処理の状況を見つめ直し、町民・事業者・行政が協働して“環境負荷の少ない循環型社会・低炭素社会づくりの実現”に向けた取組を推進していくものとする。

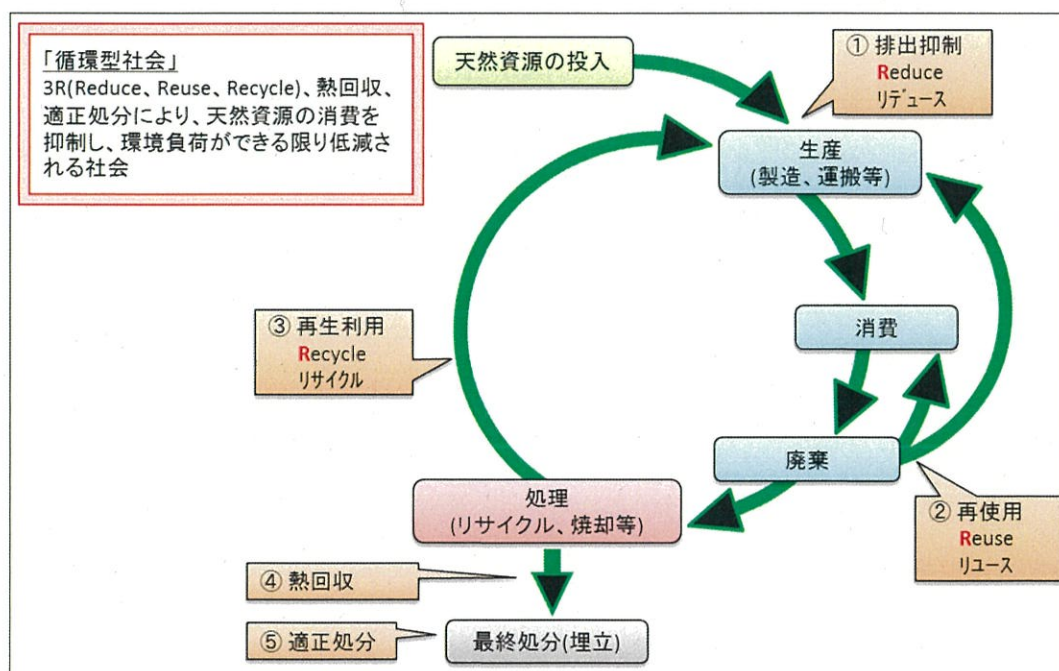


図 5.1 循環型社会のイメージ

5.2 基本方針

5.2.1 基本方針

基本理念の実現に向け、次に示す基本方針のもと、各種施策・取組を実践していく。

基本方針1 「資源循環型社会の拡充」

資源循環に対する重要性や意義、具体的な取り組み等に対する町民・事業者の理解と協力を促すことで、物の長期使用や簡易包装商品の選択等、環境への負荷が少ないライフスタイルへの見直しを図り、ごみの発生と排出を抑制する。

基本方針2 「廃棄物の適正処理」

ごみの発生・排出抑制を行っても発生したごみについては、ステーション回収、集団回収、拠点回収等の多様な収集体制の確保、町民・事業者自らの積極的な再生利用、再生品の利用の促進、ごみの分別・資源化の促進等により、ごみの最終処分量の削減を図る。

基本方針3 「不法投棄の防止」

不法投棄・ばい捨てへの監視体制を強化するとともに、町民・事業者のモラル向上に向けた意識啓発、不法投棄されやすい場所の根絶、環境美化への取組を拡充・強化する。

5.2.2 減量化の数値目標【基本方針1】

国の廃棄物処理基本方針において掲げられた一般廃棄物の減量化の目標(平成 32 年度において1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500gとする)を踏まえつつ、本町の実状を加味し、独自の数値目標を設定する。

事業系ごみの排出量については数値目標を設定しないが、事業者に対するごみの減量化に向けた啓発の強化、民間処理施設の整備・有効活用の推進により、排出抑制・減量化を推進していく。

本計画における減量化の数値目標を次の通り設定する。本町の1人1日当たり家庭系ごみ排出量(リサイクルごみを除く)は、火災ごみが多量に発生した平成 27 年度を除いて500g/人・日を下回っているため、現状を維持(500g以下)するものとする。

【数値目標】

単位;g/人・日

項目	平成 27 年度 目標基準年度	平成 35 年度 中間目標年度	平成 42 年度 最終目標年度
1人1日当たり家庭系ごみ排出量*	533	500以下	500以下

* リサイクルごみの排出量を除く。

5.2.3 資源化の数値目標【基本方針2】

将来的に「石川北部 RDF センター」での熔融スラグの製造が終了することを踏まえ、平成 27 年度における資源化量に熔融スラグの資源化量を計上しない場合のリサイクル率を基準に設定する。

本計画における資源化の数値目標を次の通り設定する。なお、平成 36 年度以降は、中間目標年度における水準を維持するものとする。

【数値目標】

単位;%

項目	平成 27 年度 目標基準年度	平成 35 年度 中間目標年度	平成 42 年度 最終目標年度
本町のリサイクル率*	14.2	17.0	17.0

* 熔融スラグの資源化量を除く。

5.2.4 不法投棄防止の数値目標【基本方針3】

本計画における不法投棄防止の数値目標を次の通り設定する。なお、平成 36 年度以降は、中間目標年度における水準を維持するものとする。

【数値目標】

単位;件

項目	平成 27 年度 目標基準年度	平成 35 年度 中間目標年度	平成 42 年度 最終目標年度
不法投棄報告件数	3	0	0

5.3 ごみ排出量の見通し

5.3.1 ごみ排出量の見通し(現状推移)

現状の傾向で推移した場合の将来的なごみ排出量を表 5.1 及び図 5.1 に示す。

「5.3.1 ごみ排出量の見通し(現状推移)」の詳細は、「資料編」に示す。

表 5.1 ごみ排出量の見通し(現状推移)

単位：t/年

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35 (中間)	H42 (最終)
行政区域内人口 [人]	18,618	18,406	18,194	17,982	17,770	17,558	17,443	17,328	17,213	16,416
家庭系ごみ	4,283	3,820	3,763	3,705	3,647	3,588	3,548	3,506	3,464	3,163
燃えるごみ	3,016	2,896	2,855	2,814	2,772	2,729	2,700	2,669	2,639	2,416
埋立ごみ	608	204	200	195	191	187	183	180	176	152
リサイクルごみ	659	720	708	696	684	673	665	657	649	595
事業系ごみ	604	603	610	616	622	626	629	632	634	640
燃えるごみ	603	601	609	615	620	625	628	630	633	639
埋立ごみ	0.9	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	0.8
拠点回収(公共関与)	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2
集団回収(公共関与)	42	48	47	47	47	47	46	46	46	45
総排出量	4,929	4,471	4,421	4,369	4,315	4,261	4,223	4,184	4,144	3,847
家庭系1人1日当たり排出量 (リサイクルごみを除く)[g/人・日]	533.3	461.4	460.0	458.5	456.7	454.9	452.8	450.5	448.1	428.6
リサイクル率[%]	14.2	17.2	17.1	17.0	16.9	16.9	16.8	16.8	16.8	16.6

※ 端数処理の関係で、合計が合わないことがある。

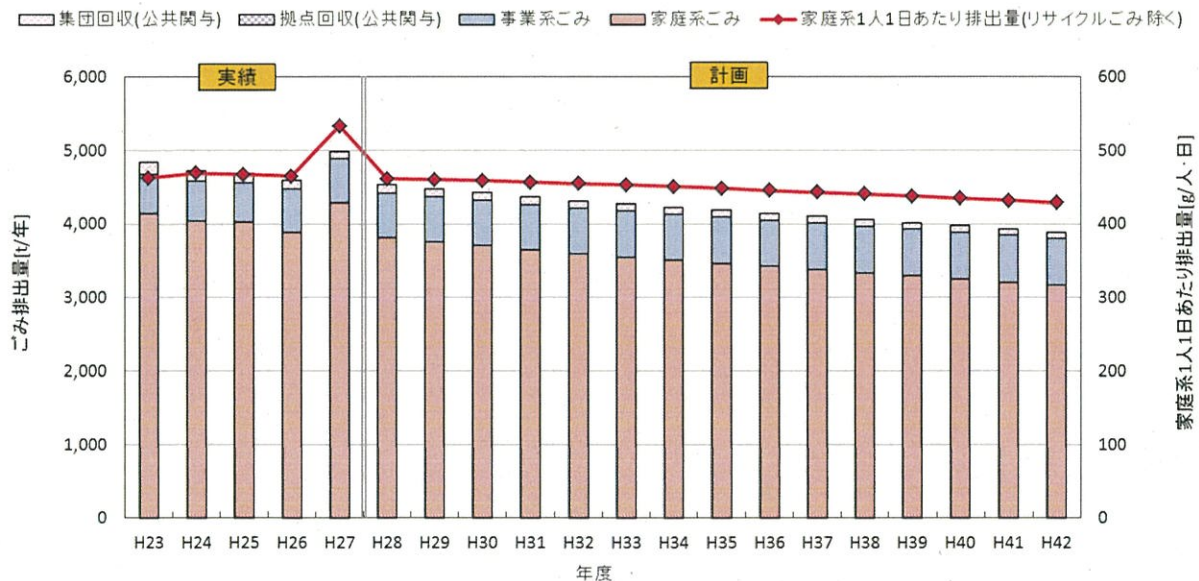


図 5.1 ごみ排出量の見通し(現状推移)

5.3.2 ごみ排出量の見通し(数値目標反映)

本計画で設定した数値目標を反映したごみ排出量の推計結果を表 5.2 及び図 5.2 に示す。

「5.3.2 ごみ排出量の見通し(数値目標反映)」の詳細は、「資料編」に示す。

表 5.2 ごみ排出量の見通し(数値目標反映)

単位: t/年

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35 (中間)	H42 (最終)
行政区域内人口 [人]	18,618	18,406	18,194	17,982	17,770	17,558	17,443	17,328	17,213	16,416
家庭系ごみ	4,283	3,827	3,769	3,714	3,657	3,598	3,560	3,519	3,475	3,177
燃えるごみ	3,016	2,896	2,855	2,814	2,772	2,729	2,700	2,669	2,639	2,416
埋立ごみ	608	204	200	195	191	187	183	180	176	152
リサイクルごみ	659	726	714	705	694	683	678	670	660	609
事業系ごみ	604	603	610	616	622	626	629	632	634	640
燃えるごみ	603	601	609	615	620	625	628	630	633	639
埋立ごみ	0.9	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	0.8
拠点回収(公共関与)	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2
集団回収(公共関与)	42	48	47	47	47	47	46	46	46	45
総排出量	4,929	4,477	4,427	4,378	4,325	4,271	4,236	4,197	4,155	3,862
家庭系1人1日当たり排出量 (リサイクルごみを除く)[g/人・日]	533.3	461.4	460.0	458.5	456.7	454.9	452.8	450.5	448.1	428.6
リサイクル率[%]	14.2	17.3	17.2	17.2	17.1	17.1	17.1	17.1	17.0	17.0

※ 端数処理の関係で、合計が合わないことがある。

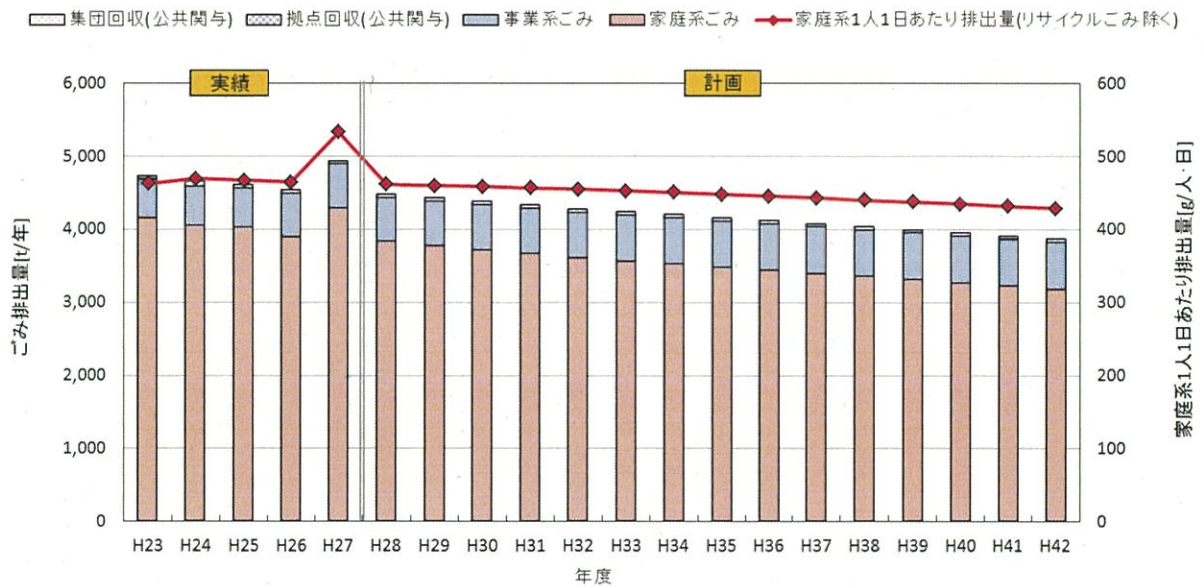


図 5.2 ごみ排出量の見通し(数値目標反映)

第 6 章 ごみ処理に係る施策・取組

6.1 基本方針 1 「資源循環型社会の拡充」に基づく施策・取組

次に、基本方針 1 「資源循環型社会の拡充」に基づく行政、町民、事業者のそれぞれの取組を示す。

6.1.1 行政の取組

(1) 物の長期使用の推進

- ・ 不用になった家具・家電等をすぐ買い替えるのではなく、可能な限り使用してもらうよう働き掛けを行う。

(2) 容器包装の利用削減

- ・ 事業者と連携して、買い物の際のエコバッグの持参、簡易包装商品の選択、詰め替え商品の利用等を町民に働き掛けていく。
- ・ 積極的に包装の簡素化や顧客に対するエコバッグ持参の呼び掛け等を実施している事業者を広く町民に周知する。

(3) 広報啓発活動の推進

- ・ 「めざせ！ 分別の達人(ごみはこうしてリサイクルされる)」と題した町政講座を開催し、ごみの分別・排出抑制・資源化に関する啓発活動を行っている。今後も、これらの啓発活動を継続し、環境に配慮したライフスタイルの形成に努める。また、町民・事業者が主体となって広報啓発活動を実施する場合には、これを積極的に支援する。
- ・ 分別の徹底等のごみの出し方マナーの向上、家庭用ごみ減量機器の普及拡大、資源物回収事業(集団回収)の活性化等に向けた行動を地域に働き掛ける。また、地域が一体となっごみの減量化や資源化を推進していくための活動を支援する。

(4) 生ごみの排出抑制・減量化の促進

- ・ 食品ロス等の生ごみの削減に向け、食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、生ごみを出す前に水を切る「水キリ」の 3 つのキリをキーワードに、町民の意識の向上を図り、「生ごみ 3 キリ運動」を推進する。
- ・ 外食時における適量注文、食べ残しの削減等により、事業者が排出する生ごみの排出抑制を目的とする「3010 運動^{*}」を推進していく。
- ・ 家庭から排出されるごみの減量化を目的として、個人が購入・設置した家庭用ごみ減量機器の費用に対して補助金を交付している。今後も、ホームページや広報誌を通じた PR を継続して実施するほか、制度の拡充等を検討・調整し、家庭用ごみ減量機器の普及拡大を図る。

^{*} 会食や宴会での食べ残しを削減するため、会食開始後の 30 分間と終了前の 10 分間、離席せず食事を楽しむ運動。

(5) 事業系ごみの減量化の促進

- ・事業所内のごみ減量化対策を明確に位置づけ、減量化計画を作成し、事業系ごみの排出抑制に努めるよう働き掛ける。

6.1.2 町民の取組

(1) ライフスタイルの見直し・改善

- ・常日頃から、不要な物を買わない・もらわないよう心掛けるとともに、物を購入する際は省エネ製品等の環境への負荷低減に配慮した商品を選択する。
- ・古紙を使用したトイレットペーパー等の再生品や省エネ家電等、環境への負荷低減に配慮した購買行動に努める。
- ・レンタル・リース製品を使用し、不要な物を買わない・もらわないようにする。
- ・買い物の際はエコバックやふろしき等を持参し、簡易包装商品を選択するよう心掛けるとともに、過剰包装商品の利用を控え、不要な容器包装廃棄物の削減に努める。
- ・使い捨て商品はできるだけ使用せず、再利用可能な詰め替え商品やリターナブル容器[※]等を選択する。

(2) 物の長期使用の推進

- ・商品を購入する際は、耐久性を考慮するとともに、可能な限り長く使えるよう大切に取扱う。また、家具や家電が故障した場合は、すぐ買い替えるのではなく、修理等により可能な限り使用するよう努める。
- ・バザーやフリーマーケット等のイベントに積極的に参加し、不用となったものの再使用に努める。

(3) 生ごみの排出抑制・減量化の促進

- ・食品を購入する際は、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入により、食品ロスの削減に資する購買行動に努める。
- ・食品ロス等の生ごみの削減に向け、食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、生ごみを出す前に水を切る「水キリ」の3つのキリを実践する。
- ・外食における適量の注文、食べ残しの削減に向けた「3010 運動」の実践等により、事業者が排出する生ごみの排出抑制に協力する。

※ 容器を回収・洗浄して繰り返し使用できる容器。

6.1.3 事業者の取組

(1) 事業活動の見直し・改善

- ・事業所内のごみ減量化対策を明確に位置づけ、減量化計画書を作成し、事業系ごみの排出抑制に努める。
- ・事業者は、原材料の選択や製造工程から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出されるごみの排出抑制に努める。
- ・事業活動を見直し、事業所から発生する紙・紙製品の排出抑制を推進する。

(2) 物の長期使用の推進

- ・不用となった事務機器等の再使用を推進する。
- ・消費者が可能な限り長く使えるよう、耐久性の高い商品の製造・販売を推進する。

(3) 容器包装の利用削減

- ・町民に対し、買い物の際のエコバックの持参、簡易包装商品の選択、詰め替え商品利用、リターナブル容器の使用等と呼び掛ける。
- ・使い捨て製品の製造販売や過剰包装を自粛し、量り売りの実施、容器包装の簡素化、繰り返し利用可能な商品等の環境への負荷が少ない製品の製造・販売に努める。

(4) 生ごみの排出抑制・減量化の促進

- ・仕入や販売方法等を見直し、消費期限切れによる商品の廃棄を削減するよう努める。
- ・調理方法やメニュー・盛り付けの改善(ハーフサイズでの食品提供等)、利用者に対する「3010 運動」の実践の呼び掛け等により、食品ロス等の削減に努める。